

◎テロ対策海上阻止活動に対する補給 支援活動の実施に関する特別措置法

(平成二〇年一月一六日法律第一号)

一、提案理由

平成一九年一〇月二四日・衆議院国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会

○町村国務大臣 たいいま議題となりましたテロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、我が国がテロ対策海上阻止活動を行う諸外国の軍隊その他これに類する組織に対し、旧平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法に基づいて実施した海上自衛隊による給油その他の協力支援活動が、国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取り組みに貢献し、

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法

国際連合安全保障理事会決議第七百七十六号においてその貢献に対する評価が表明されたことを踏まえ、あわせて、平成十三年九月十一日にアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃によってもたらされている脅威がいまだ除去されていない現状において、同理事会決議第千三百六十八号、第千三百七十三号その他の同理事会決議が、国際連合のすべての加盟国に対し、国際的なテロリズムの行為の防止等のために適切な措置をとることを求めていることを受けて、国際社会が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための取り組みを継続し、その一環として、諸外国の軍隊等がテロ攻撃による脅威の除去に努めていることにより国際連合憲章の目的の達成に寄与する活動を行っていること、及び同理事会決議第七百七十六号において当該活動の継続的な実施の必要性が強調されていることにかんがみて、テロ対策海上阻止活動を行う諸外国の軍隊等に対し補給支援活動を実施することにより、我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取り組みに引き続き積極的かつ主体的に寄与し、もって我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的として提出するものであります。

以上が、この法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

ます。

第一に、基本原則として、政府が補給支援活動を適切かつ迅速に実施すること、補給支援活動の実施は武力による威嚇または武力の行使に当たるものであってはならないこと、補給支援活動は戦闘行為が行われることのない地域等で行うことなどを定めております。

第二に、補給支援活動を実施するに当たっては、あらかじめ、閣議の決定により実施計画を定めることとしております。

第三に、補給支援活動としての物品及び役務の提供の実施について定めております。

第四に、防衛大臣またはその委任を受けた者は、諸外国の軍隊等から申し出があった場合において、その活動の円滑な実施に必要な物品を無償で貸し付け、または譲与することができることとしております。

第五に、内閣総理大臣は、実施計画の決定または変更があったときはその内容を、また、補給支援活動が終了したときはその結果を、遅滞なく国会に報告しなければならないこととしております。

第六に、補給支援活動の実施を命ぜられた自衛官は、自己または自己とともに現場に所在する他の自衛隊員もしくはその職務を行うに伴い自己の管理下に入った者の生命または身体を防

護するために、一定の要件に従って武器の使用ができることとしております。

なお、この法律案は、施行の日から起算して一年を経過した日にその効力を失うこととしておりますが、必要がある場合、別に法律で定めるところにより、一年以内の期間を定めて効力を延長することができることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

どうぞよろしくお願いします。ありがとうございました。

二、衆議院国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員長報告(平成一九年一月二三日)

○深谷隆司君 たいいま議題となりましたテロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

旧テロ対策特別措置法に基づいて実施してきました海上自衛

隊による協力支援活動は、国際テロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取り組みに貢献してまいりました。これらを踏まえ、本案は、引き続き我が国がその取り組みに積極的かつ主体的に寄与しようとするものであります。

本案の主な内容は、

第一に、補給支援活動の実施は、武力による威嚇または武力の行使に当たるものであつてはならず、我が国領域や戦闘行為が行われていないインド洋及び外国の領域等において実施するものであります。

第二に、内閣総理大臣は、補給支援活動を実施するに当たつて、あらかじめ、実施計画案に関し閣議の決定を求めなければならぬとしております。

第三に、内閣総理大臣は、実施計画の決定または変更があつたときは、その内容について、補給支援活動が終了したときは、その結果について、遅滞なく、国会に報告しなければならぬとしております。

第四に、この法律は、公布の日から施行し、一年を経過した日に効力を失うこと等であります。

本法律案は、去る十月十七日本院に提出され、同月二十三日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われました。

本委員会におきましては、翌二十四日町村内閣官房長官から

提案理由の説明を聴取いたしました。次いで、二十六日より質疑に入り、同日福田内閣総理大臣に出席を求めて質疑を行い、二十九日には守屋前防衛事務次官を招致し、証人喚問を行いました。また、十一月五日には参考人からの意見聴取、さらに、七日、秘密会における参考人からの意見聴取に続き、防衛省問題についての集中審議を行いました。昨日四たび福田内閣総理大臣の出席を求め締めくくり質疑を行うなど、四十時間五十分に分たる質疑を連日熱心かつ慎重に行つてまいりました。かくして、質疑終局の後、討論を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院外交防衛委員長報告(平成二〇年一月一日)

○北澤俊美君 ただいま議題となりました両案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告を申し上げます。

まず、政府提出のいわゆる補給支援活動特措法案は、旧テロ対策特措法に基づく海上自衛隊の給油等の協力支援活動が国連安保理決議第七百七十六号においてその貢献に対する評価が表明されたことを踏まえ、テロ対策海上阻止活動を行う諸外国

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法

の軍隊等に対し補給支援活動を実施することにより、我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に引き続き積極的かつ主体的に寄与し、我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することとするものであります。

その主な内容は、政府は補給支援活動を適切かつ迅速に実施すること、活動の実施は武力による威嚇又は武力の行使に当たらないインド洋等の地域で行うこと、活動を実施する際には閣議決定により実施計画を定め国会に報告すること、諸外国の軍隊等から申出があつた場合、その円滑な活動実施に必要な物品の無償貸付け、又は譲与ができること、活動を行っている自衛官は、自己等の生命、身体を防護するため、一定の要件に従つて武器の使用ができること等を定めるものであります。

……………(略)……………

委員会におきましては、まず、政府案について、福田内閣総理大臣並びに町村内閣官房長官、石破防衛大臣及び高村外務大臣に対し質疑を行いました。次いで、所管大臣等に対する質疑を行い、また、参考人から意見を聴取した後、民主党案と一括して審査し、発議者に対して質疑を行うとともに、さらに、福田内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行いました。

質疑の主な内容は、海上自衛隊による給油支援活動の成果と

撤回による影響、シビリアンコントロールの確保と国会承認規定の必要性、米軍等の艦船への給油燃料転用疑惑に対する透明性の確保、給油量取り違い事案及び航泊日誌の誤破棄事案の原因、アフガニスタン本土に自衛隊や文民を派遣する可能性、国際治安支援部隊及び地方復興チームの活動実態と我が国の参加の是非、民主党案における復興支援活動の具体的な内容とテロ防止・根絶への効果、民主党案における抗争停止合意の成立が可能な地域、武器使用基準見直しの必要性、我が国のアフガニスタン復興支援の在り方、自衛隊の海外派遣に関する一般法の必要性、前防衛次官と防衛産業をめぐる不祥事、防衛装備品調達をめぐる諸問題などありますが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会・日本の藤田理事より政府案に反対、民主党案に賛成、自由民主党・無所属の会及び公明党を代表して公明党の浜田委員より政府案に賛成、民主党案に反対、日本共産党の井上委員より両案に反対、社会民主党・護憲連合の山内委員より両案に反対する旨、それぞれ意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、両案は、それぞれ賛成少数をもって否決すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院は、平成二〇年一月二日、憲法第五九条第二項の規定に基づき再可決した。

テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法